

公益社団法人 とめ青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人とめ青年会議所（英文名 Junior Chamber International Tome）（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を宮城県登米市に置く。

(目的)

第 3 条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集して、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めると共に、国際的理解を深め、明るい豊かな社会を実現し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の諸団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第 5 条 本会議所は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の政治、経済、文化等についての調査研究及びその向上に資する事業
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (3) 教育・スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性の涵養を目的とする事業
- (4) 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) 障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (7) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

(その他の事業)

第 6 条 本会議所は、公益目的事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 登米市内に居住又は勤務、もしくは県内に居住又は勤務し登米市の発展に意欲的な20歳以上40歳未満の品格ある青年で理事会において入会を承認されたものをいう。ただし、年度中に40歳に達するときは、その年度内は正会員の資格を有する。
 - (2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であったもので、理事会で承認されたものをいう。
 - (3) 賛助会員 本会議所の趣旨に賛同し、本会議所の活動を支援する個人又は法人その他の団体で、理事会で承認されたものをいう。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、直前理事長及び日本青年会議所内の組織における直前の長としての職務により出向する場合も、制限年齢を超えても正会員の資格を有するものとする。
- 3 40歳に達した当該年度に本会議所の理事であったものは、第1項の規定にかかわらず選任の事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結までを正会員とする。

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、入会に際し、総会において、別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(会費及び入会金の使途)

第10条 第9条の入会金及び会費の合計額のうち、その1割以上を公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理運営経費（法人会計）に使用する。

(会員の権利)

第11条 正会員は、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。

2 特別会員、賛助会員については規則に定める。

(会員の義務)

第12条 正会員は、定款その他の規則を遵守し、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的

達成に必要な義務を負う。

- 2 特別会員、賛助会員については規則に定める。

(会員の資格喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

(退会)

第14条 退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、退会しようとするものにやむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除名)

第15条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合又は特別会員若しくは賛助会員が第1号若しくは第3号に該当する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決に基づきその正会員又は特別会員若しくは賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会議所の体面を著しく傷つけ、又は設立の趣旨に反する行為のあったとき。
 - (2) 総会で別に定める期限までに会費納入義務を履行しないとき。
 - (3) その他会員として適当でないと認められたとき。
- 2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第16条 長期にわたる病気若しくは海外出張等により長期欠席を余儀なくされるときは休会届を提出し理事会の承認を得て休会する事ができる。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既に納入した入会金または会費、その他の金品の返還その他いかなる請求をもすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第18条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上23名以内
(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事及び監事は、総会の議決を経て選任する。ただし理事は本会議所の正会員の中から選任する。
 - 4 理事長1名、副理事長2名又は3名及び専務理事1名は理事会の議決を経て定める。
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 6 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は総理事の3分の1を越えてはならない。
 - 7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
 - 8 その他役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(役員任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関し1月に開催される通常総会終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関して1月に開催される通常総会終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、前条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第20条 役員は理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員職務及び権限)

第21条 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事として、本会議所を代表し、業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事として、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を総括し、本会議所の業務を処理する。

- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 6 専務理事は任期中の事業年度に関する事業計画書等及び事業報告等の提出、また変更認定申請及び変更届出の手続きに伴う公益法人制度に係わる各種申請を担当する。

(理事会への報告義務)

第22条 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第23条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第24条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第25条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、監事を正会員外より選任した場合には、総会の承認を得る事により報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、役員等の報酬規程による。

(直前理事長等)

第27条 本会議所に、1名の直前理事長、2名以下の顧問（以下「直前理事長等」という。）を

- 置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を活かし、業務について必要な助言を行う。
 - 3 顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会員のうちから選任し、理事長経験を活かし、業務についての理事長の諮問に答え、または、業務について必要な助言を行うことができる。
 - 4 顧問は、理事会の決議によって選任する。
 - 5 第19条第1項本文、第20条は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
 - 6 直前理事長等は無報酬とする。

第4章 総会

(種類)

- 第28条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 毎年1月、または2月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

- 第29条 総会は、すべての正会員をもって構成する。正会員は、総会において各一個の議決権を有する。

(権限)

- 第30条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 理事並びに監事の選任及び解任
 - (2) 理事長候補者、副理事長候補者、専務理事候補者の選出
 - (3) 定款の変更
 - (4) 計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）の承認
 - (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
 - (6) 会員の除名
 - (7) 合併、事業の全部または一部の譲渡
 - (8) 理事会において総会に付議した事項
 - (9) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

- 第31条 通常総会は、毎年1月もしくは2月、及び8月もしくは9月に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び

招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

- 第32条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第33条 総会の議長は、直前理事長がこれに当たる。ただし、直前理事長が不在の場合は出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

- 第34条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第35条 総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

(書面による議決権の行使)

- 第36条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第37条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第38条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決定する。
- (1) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (5) 総会に付議すべき事項
 - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は毎月定例的に開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的を記載した書面により、理事長に開催の請求があったとき。
- (3) 第23条第2項または第3項に定めるとき。

(招集)

第41条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事長がやむを得ない事由により理事会を招集できない場合は各理事が招集する。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が不在の場合はその理事会において出席理事のうちから選任する。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第44条 理事会の決議は、本定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事、監事が理事、監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第22条第1項の報告には適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、理事長及び監事が署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

- 第48条 本会議所は、事業年度内に計10回以上例会を開催する。
- 2 例会の運営については、理事会の議決を経て別に定める。

(委員会)

- 第49条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、または実施するために、正会員で構成する各種委員会等を置く。
- 2 委員会等の種別及び運営については、理事会の議決により定める。
- 3 委員会等は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長及び専務理事を除き、原則として全員がいずれかの委員会等に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第50条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 入会金
 - (4) 寄附金品
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 資産から生ずる収入
 - (7) その他の収入

- 2 本会議所の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(基本財産)

- 第51条 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために保有することができる。
- 2 基本財産は、総会で基本財産とすることを決議した財産とする。
 - 3 基本財産は、これを処分し、または担保に入れることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、その全部若しくは一部を処分し、または担保に供することができる。
 - 4 基本財産の運用益は、第5条の公益目的事業に使用しなければならない。

(資産の管理)

- 第52条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

- 第53条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則)

- 第54条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第55条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書等については、毎事業年度開始日の前日（12月31日）までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第56条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該年度に係る次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、

毎年1月に開催される通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (4) 報酬規程
- 4 本会議所は、第2項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
- 5 第1項の事業報告書等については毎事業年度終了後3月31日までに行政庁に提出する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第57条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 管理

(事務局)

- 第58条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
 - 4 事務局長の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

- (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の保存期間については規則に定める。
- 3 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第60条第2項に定める規則によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第60条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、規則に定める。

(個人情報の保護)

- 第61条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、規則に定める。

(公告)

- 第62条 本会議所の公告は、電子公告にて掲示する方法とする。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第63条 本定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

- 第64条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

- 第65条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第66条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第67条 本会議所が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第68条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の最初の理事長は 齋藤 力 とする。
- 4 この規程の変更は令和3年12月 3日から施行する。

平成26年	1月	1日	制定
平成28年	12月	21日	改正
平成30年	1月	24日	改正
令和 2年	1月	27日	改正
令和 3年	4月	22日	改正
令和 3年	12月	3日	改正